

基本の柱Ⅲ 迅速かつ安全に保護する体制の充実

困難な問題を抱える女性の保護に当たっては、何よりも女性や同伴する子ども等の安全の確保が重要です。県では、夜間、休日を問わず緊急避難が円滑に行われるよう、各地域における緊急保護体制を強化するとともに、様々な配慮を必要とする女性を保護するため、多様な一時保護委託先の確保を検討し、迅速かつ安全に保護する体制の充実に取り組みます。

一時保護施設入所後は、複合化・複雑化する女性の実情を踏まえ、安心して一時保護期間を過ごせるよう、心身の健康の回復を図るため必要に応じて医学的又は心理的な援助を行う等、女性に寄り添ったきめ細かな支援が必要になります。

一方で、多様な状況にある対象者に応じた支援を行っていくことが求められています。居所等の厳重な秘匿を要する場合や、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な場合等支援対象者の状況に応じた支援のあり方について、課題や支援ニーズを踏まえ検討していきます。

【重点取り組み】

- ◇ 医療機関との連携や職員による心のケアの実施など心身の健康の回復に向けた支援を充実させていきます。
- ◇ 民間団体等における支援の実態を調査・把握し、連携した取り組みを検討していきます。また、支援者のニーズに応じた保護のあり方について検討していきます。

施策の方向6 迅速で安全な保護体制の充実

〔今後の方策①〕 安全な移送体制の確保

- 女性相談支援センター及び各総合支庁（女性相談支援員）が、市町村や警察と一層緊密に連携・協力しながら、女性担当者が同伴するなど女性に配慮した安全な移送を行います。

主な施策	担当課	取り組み概要
移送体制の充実	女性相談支援センター 各総合支庁（女性相談支援員）	◆市町村や警察との連携体制をより一層強化するとともに、女性担当者が同伴するなど女性に配慮した移送を実施。

〔今後の方策②〕 緊急保護体制の充実

- 休日や夜間など緊急に保護が必要と認められるときは、市町村、警察等の関係機関と連携し、適切に対応します。

主な施策	担当課	取組み概要
緊急保護体制の充実	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆24時間体制の保護を実施。 (総合支庁では夜間・土日祝日・年末年始の期間は緊急連絡網にて対応し、関係機関と調整の上実施。) ◆日頃から市町村や警察と夜間・休日等の保護体制の整備、連携を強化。
民間宿泊施設への一時避難にかかる宿泊費用の支援	警察本部人身安全少年課	◆再び被害に遭う恐れがあるため帰宅することが困難な女性に対し、自ら避難場所を確保することができない場合又はやむを得ない理由から公的機関への避難が困難な場合において、一時的にホテルなどに宿泊する費用を支援し、被害者の安全を確保。

〔今後の方策③〕 県域を越えた広域的な連携の推進

- 支援対象者の必要に応じて、更なる広域的な支援が円滑に行えるよう、他都道府県と情報交換を積極的に行うなど連携を強化します。

主な施策	担当課	取組み概要
他都道府県との情報交換による連携強化	女性相談支援センター	◆広域的な支援が円滑に行えるよう会議等で積極的に情報交換を行うほか、近県の女性相談支援センター等と情報交換し連携を強化。

施策の方向7 本人の自己決定による一時保護体制の充実

〔今後の方策①〕 きめ細かな相談・支援の実施 ★

- 入所者が安心して援助を受けられることができるという気持ちを持てるよう、一時保護所において心身の健康状態等を踏まえて、医学的又は心理学的な援助などきめ細かな相談・支援を実施します。
- 一時保護期間中に自立に必要な様々な情報提供を行い、支援対象者とともに考えながら自立について本人の意思を尊重し、生活再建策など自立支援の方策について検討していきます。

主な施策	担当課	取組み概要
心理ケアの充実	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆入所者の実情を踏まえて、一時保護期間中に心理担当職員等による心理ケアを実施。必要に応じて、嘱託医による医学診断を実施。 ◆入所者の意向を聞きながら、関係機関・医療機関と連携し、適切な心理ケアを実施。

きめ細かな相談・支援の実施	女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆女性相談支援員や女性相談支援センター担当職員が、入所者の将来の不安等に寄り添いながら、きめ細かな相談と支援を実施。 ◆施設退所後等においても女性の来所相談等に応じるほか、他の機関に引継ぎを行う場合には、単に当該機関の連絡先を教示するだけでなく、担当者との面接が確実に行われるよう連絡・調整を徹底。
安全対策の実施	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆一時保護所において、警備設備などを確保するとともに、保護マニュアルに基づき安全対策を実施。 ◆関係機関への同行支援の際は、警察等と連携し、安全対策を実施。

【今後の方策②】民間団体と連携した外部委託による一時保護体制の充実 ★

- 支援対象者の実情に応じ、迅速かつ適切な保護が実施できるよう、NPOや社会福祉法人等民間団体と連携しながら一時保護体制の充実について検討していきます。
- 一時保護が必要な場合であっても、さまざまな理由から一時保護に至らない状況があることから、支援対象者の状況に応じた柔軟な一時保護体制のあり方について民間団体の実情を踏まえ、検討していきます。

施策	担当課	取組み概要
一時保護体制の充実に向けた検討	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター 各総合支庁(女性相談支援員)	◆支援対象者のニーズと民間団体の支援内容等実態について調査・把握し課題等を検証し、一時保護体制の充実を検討。 ◆安全上問題がなく本人にとって社会とのつながりを維持することが必要な場合には、一時保護されながら通学・通勤ができるような一時保護の体制について民間団体の実情を踏まえ検討を実施。 ◆支援対象者の個別の事情に配慮し、委託先と緊密に連携しながら一時保護委託を実施。

【今後の方策③】苦情処理の体制整備

- 支援対象者の保護に関わる職員の職務の執行に関する苦情を受け付け、公正な視点で適切かつ迅速に苦情処理を行える体制整備を検討します。

施策	担当課	取組み概要
苦情処理体制の整備	子ども家庭福祉課 女性相談支援センター	◆苦情処理体制の整備。 ◆一時保護所の意見箱の利用について、入所者に周知を徹底。